

横浜未来機構 規約

制 定 2021年3月31日

改 正 2021年8月26日

改 正 2022年3月28日

改 正 2023年6月26日

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、横浜未来機構（以下「機構」という。）と称する。

(目的)

第2条 機構は、イノベーション都市・横浜から、企業・アカデミア・公共などの多様な人材が、組織や領域を越えてともに考え、試し、成長できる環境を構築し、新たなアイデアやテクノロジーからイノベーションを生み出す循環をつくることで、誰もが快適に自分らしく生きることができる、人間中心の未来社会の実現を目的とする。

(活動)

第3条 機構は、目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 企業・大学・団体・人材間の連携・交流に資する活動
- (2) 新たなソリューションの実証実験及び社会実装等に資する活動
- (3) 次代のイノベーション人材の育成に資する活動
- (4) その他、機構の目的を達成するために必要な活動

2 機構の活動においては、特定の団体又は個人の営利を目的とした活動は行わない。

第2章 会員

(会員種別)

第4条 機構の会員は、機構の目的及び活動の趣旨に賛同する、次の種別の会員をもって構成する。

- (1) 正会員

その意思に基づき機構の活動を推進するもので、総会に参加し、応分の負担をしつつ、その目的達成に向けて貢献できる企業、教育機関及び研究機関

- (2) 賛助会員

その意思に基づき機構の活動を支援するもので、一定の負担をしつつ、その目的達成に向けて貢献できる企業、教育機関及び研究機関

- (3) 特別会員

横浜市

2 この規約に定める以外の会員に関する事項については、必要に応じて理事会で定める。

(入会)

第5条 機構に入会を希望する者は、書面による入会申請に基づき理事会の承認を得て入会することができる。

2 公序良俗に反する者は、入会することができない。暴力団(横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)及びその構成員、並びにこれに類する者は、機構に入会することができない。

(会員資格の喪失)

第6条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出し、退会届に記した退会日が到来したとき
- (2) 会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 機構が解散したとき

2 会員資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納付した金銭その他機構の資産に対し何等の請求をすることができない。

3 会員は、会員資格を喪失しても、未納の年会費ほか機構への債務がある場合は、その債務の支払いを完了しなければならない。

(除名)

第7条 会員が、次の各号の一に該当するに至った時は、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (3) 入会後に第5条第2項に該当するような者と判明したとき
- (4) 機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、その会員の希望があれば、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の義務を有する。

- (1) 機構の目的を達成するために、機構の活動に積極的に参加する。
- (2) 会員登録内容(所在地、代表者氏名等)に変更が生じた場合は、遅滞なく必要な手続きを実施する。

(会員の権利)

第9条 会員は、次の権利を行使できる。

- (1) 機構から定期的に情報提供を受けることができる。
- (2) 機構が開催するイベント等に参加することができる。
- (3) その他、機構が会員のために提供するサービス等を受けることができる。

2 別表1に定めるとおり、会員は種別に応じて、付与される権利や提供されるサービスは異なる場合がある。

(権利譲渡の禁止)

第10条 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用を許諾したり、又は担保に供する等の一切の処分行為をしてはならない。

(情報管理)

第11条 会員は、機構が承認した場合を除き、機構を通じて入手したいかなる情報も私的利用の範囲を超えて複製、販売、出版、編集、送信、放送、その他これらに類するいかなる行為をすることはできず、また当該情報に関連して意匠権、商標権、特許権、実用新案権等の知的財産権の出願若しくは登録又は著作権の登録を、理事会の承認なくしてはならない。

2 会員は、第三者をして、前項に定める各行為をさせてはならない。

(年会費)

第12条 年会費は1口1万円とし、入会日から事務局の定める日までに支払わなければならない。年度の途中より入会の場合は、年会費を月割りで計算するものとする。入会を承認された翌月から計算し、1,000円未満は切り捨てる。

2 正会員は、次項及び第4項に定める者を除き、年会費を30口以上とする。

3 正会員のうち、中小企業基本法で定める中小企業者(ただし次項に定める者を除く。以下「中小企業」という。)、教育機関及び研究機関については、年会費を15口以上とする。

4 正会員のうち、法人設立後10年以内の中小企業(以下「スタートアップ」という。)については、年会費を2口以上とする。

5 正会員のうち、法人設立後10年経過した中小企業のうち、従業員20人以下の企業については、年会費を5口以上とする。

6 賛助会員は、年会費を1口以上とする。

7 特別会員は、年会費を負担しない。

8 第1項から前項までについて、理事会で特に認める場合にはこの限りではない。

9 会費は、日本国内の金融機関口座自動振替にて納入する場合の額とし、それ以外による場合は別に定める手数料を徴収する。

10 毎年4月1日現在の会員は、第1項から第5項の定めに従い、別に定める期日までに、会費を一括して納入しなければならない。当該期日までに会費全額の納入がない場合は、全額の納入がなされるまで、機構は、当該会員の会員資格の停止等理事会が必要と判断する措置をとることができ、この場合に生じ

た一切の損害について機構は何らの賠償義務を負わない。

11 地震等自然災害やその他止む得ない事由により会費の納入が困難な場合は、理事会の議決を得て減免することができる。

(協賛金等)

第13条 機構は、活動に用いる費用として、協賛金等を募ることができる。会員は、年会費とは別に、協賛金等を拠出することができる。

2 機構は、機構の活動目的に賛同する者から、寄付金を受領することができる。

第3章 財務

(収入)

第14条 機構運営のための必要な資金は、年会費、協賛金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計等)

第15条 機構の会計及び契約等の行為は事務局が行うものとする。

(事業年度・会計年度)

第16条 機構の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第17条 機構の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 機構の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第4章 役員等

(役員の種別及び定数)

第19条 機構に役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 1名
- (4) 理事(会長、副会長を含む) 7名以内

(選任)

第20条 理事及び監事は、総会において正会員及び特別会員の組織の役員、社員、職員等から選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

(職務)

第21条 会長は、機構を代表し、総会を統括する。

2 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは代行する。

3 理事は、理事会の構成員となり、総会の議決に基づいて会務の執行にあたる。

4 監事は、機構の会計を監査し、総会に報告する。

(任期等)

第22条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、会長、副会長及びその他の理事により構成される。

2 監事は議決権を有しないが、理事会に参加することができる。

(機能)

第24条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 会員の入会及び除名の承認
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (3) 総会への付議事項の決定
- (4) 事務局の体制及び運営、顧問に関する事
- (5) プロジェクト提案の審議、承認
- (6) プロジェクトへの参画申請の承認
- (7) プロジェクトの活動を通じて生み出された成果及び知的財産の取り扱いに関する事
- (8) その他機構の重要事項に関する事

(開催)

第25条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の過半数から、招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 第1項に基づき理事会を招集するときは、会議の日時、場所、及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに理事に通知しなければならない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長が務める。

(定足数)

- 第28条 理事会は、理事会の構成員の過半数の出席がなければ、開会することができない。なお、委任状の提出があるときは出席したものとみなす。
- 2 前項の規定はオンラインによる開催又は書面開催の場合においても適用する。

(議決)

- 第29条 理事会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 理事会に出席できない理事は、書面をもって自らの団体に属する者又は他の理事に、議決権の行使を委任することができる。
 - 4 急を要するなど理事会を開催できない場合は、書面による表決により、理事会の議決に代えることができる。

第6章 総会

(構成)

第30条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第31条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員の指名及びその取消
- (2) 予算の決定
- (3) 決算の承認
- (4) 事業計画の決定
- (5) 事業報告の承認
- (6) 規約の制定及び変更
- (7) 機構の解散
- (8) その他機構の重要事項に関すること

(開催)

第32条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回開催する。
- 3 第18条の規定に関する総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 4 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - (2) 会長が必要と認めたとき
 - (3) 正会員総数の4分の1以上から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び議決事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の5日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第34条 総会の議長は、会長が務める。

(定足数)

第35条 総会は、正会員の総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。なお、委任状又は書面による表決が提出された時は、出席したものとみなす。

(議決)

第36条 総会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

- 2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

(議決権の委任)

第37条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に議決権の行使を委任することができる。

第7章 事務局

(設置)

第38条 機構の事務を処理するため、一般社団法人横浜みなとみらい21（横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階）に事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置くことができる。

3 事務局には、活動に対して助言を得るために、アドバイザーボード及びフェロー等を置くことができる。

第8章 他の団体との連携

(連携団体)

第39条 機構は、相互に連携し活動を推進することを双方で合意した団体を、連携団体として定めることができる。

第9章 プロジェクトの設置

(プロジェクトの提案)

第40条 機構は活動にあたって、参画主体を募集し、イノベーション創出に向けたプロジェクトを設置することができる。

2 前項のプロジェクトの活動に必要な経費として、機構は当該プロジェクトの参画主体から協賛金を徴収することができる。

3 第1項のほか正会員は、第2条の機構の目的に合致し、機構の枠組みを活用しながら実施する活動について、イノベーション創出に向けたプロジェクトとして、設置を機構に対し提案することができる。

4 前項の正会員からのプロジェクトの提案は、提案主体及び参画主体による企画・実行及び管理に必要な人材、経費等の提供を原則とする。

5 プロジェクト実施についての詳細は別に定める。

第10章 名称・ロゴマークの使用

(使用の条件)

第41条 機構の名称及びロゴマークの使用方法については別途定める。

第11章 秘密保持義務

(個人情報の取り扱い)

第42条 理事会及び事務局は、会員の情報について個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定される個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱うこととなる場合には、個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に則り、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第43条 会員は、機構において個人情報を取得することとなる場合、事前に理事会と取得主体や取得方法等の詳細について協議、確認を行うものとする。

第44条 前項の定めに従い、会員は個人情報保護法及び同法に関するガイドライン等に則り、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理等必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第45条 会員は以下の場合を除き、取得した個人情報を本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の開示、訂正、利用停止等)

第46条 会員は、機構が有する会員の個人情報について、開示、訂正、利用停止等の申し入れをすることができる。

2 個人情報の開示、訂正、利用停止等の方法については、別途定める。

(問題発生時の対応)

第47条 会員は理事会及び事務局に対し、個人情報の取り扱いに関する苦情の申し入れ又は相談をすることができる。

2 個人情報の取り扱いにおける問題が発生した場合の対応については、別途定める。

第12章 規約の変更、機構の解散

(規約の変更)

第48条 規約を変更するときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。

(解散)

第49条 機構を解散するときは、正会員の総数の3分の2以上の同意による議決を要する。

(残余財産の処分)

第50条 解散のときに存する残余財産は、総会において、正会員の総数の3分の2以上の議決をもって、その処分方法を決定する。

第13章 議事録

(議事録)

第51条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録署名人は会長が指名した者とする。

第14章 雑則

(委任)

第52条 この規約に定めるもののほか、機構の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この規約は、2021年3月31日から施行する。
2. この規約は、2021年8月26日から施行する。
3. この規約は、2022年3月28日から施行する。
4. この規約は、2023年6月26日から施行する。